

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十六号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成十四年広島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行に関しては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号。以下「政令」という。）及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業」に改める。

別記様式中「第一種フロン類回収業者陸業等届出書」を「第一種フロン類充填回収業廃業等届出書」と、「第一種フロン類回収業の」と「第一種フロン類充填回収業の」と、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第 15 条第 1 項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 33 条第 1 項」と改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。